

ヴィルヌーブあさくらショートステイ
「指定介護予防短期入所生活介護・指定短期入所生活介護」
利用料金表

令和3年4月1日から利用料金が下記のように変更になります。

令和3年4月1日現在

A) 介護保険の給付対象となるサービス利用料金

(単位：介護報酬単位)

項目 / 介護度	要支援1	要支援2	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
① ユニット短期入所生活介護費(単独型)	555	674	738	806	881	949	1,017
② 夜勤職員配置加算Ⅱ	-	-	18	18	18	18	18
③ サービス提供体制強化加算Ⅱ	18	18	18	18	18	18	18
④ 看護体制加算(Ⅰ)	-	-	4	4	4	4	4
⑤ 日額単位小計 上記合計	573	692	778	846	921	989	1,057
⑥ 介護職員処遇改善加算Ⅰ ⑤×8.3%	48	57	65	70	76	82	88
⑦ 介護職員等特定処遇改善加算Ⅰ ⑤×2.7%	15	19	21	23	25	27	29
⑧ 介護保険給付対象合計 ⑤+⑥+⑦	636	768	864	939	1,022	1,098	1,174
⑨ 地域区分換算額(円) ⑧×10.17	¥6,468	¥7,810	¥8,786	¥9,549	¥10,393	¥11,166	¥11,939
A) 介護費用自己負担額(1割の方)	¥647	¥781	¥879	¥955	¥1,040	¥1,117	¥1,194
A') 介護費用自己負担額(2割の方)	¥1,294	¥1,562	¥1,758	¥1,910	¥2,079	¥2,234	¥2,388
A'') 介護費用自己負担額(3割の方)	¥1,941	¥2,343	¥2,636	¥2,865	¥3,118	¥3,350	¥3,582

- ①新型コロナウイルス感染症に対応するための特例的な評価として、令和3年9月末までの間、基本報酬に0.1%上乘せされます。
- ②夜勤職員配置加算Ⅱ：夜間帯に従事する職員が手厚く、人員基準より常勤換算法で1名以上多い場合算定されます。
- ③サービス提供体制強化加算Ⅱ：介護職員のうち介護福祉士の割合が60%以上の場合算定されます。
- ⑥介護職員処遇改善加算Ⅰ：介護職員の賃金等の処遇改善、資質の向上、計画的な研修の実施等の要件が全て適合し、県知事に認可されている施設で算定されます。所定単位(小計⑤)に83/1000を乗じた単位。(小数点以下は四捨五入)
- ⑦介護職員等特定処遇改善加算Ⅰ：⑥と別に、技能・経験のある介護職員その他の職員に対し処遇改善を図る場合に算定。所定単位(小計⑤)に27/1000を乗じた単位。(小数点以下は四捨五入)
- ③、⑥、⑦は、支給限度額管理の対象外の算定項目です。
- ⑨福井市の地域区分は7級地です。(1単位=10.17円で計算、小数点以下切り捨て)
- ☆実際のご請求は月間利用合計単位数により計算されますので、上記料金表と若干のずれが生じることがあります。
- ☆その他：送迎加算・・・ご利用者等の希望による場合算定。片道184単位/回。
療養食加算・・・ご利用者の病状に応じ医師の指示に基づき食事を提供。8単位/回。
緊急短期入所受入加算・・・ご利用者やご家族の事情により、緊急にご利用された場合。90単位/日。

長期利用減算・・・連続 30 日を越えてご利用される場合は、減算されます。△30 単位/日
在宅中重度者受入加算・・・ご利用者が利用していた訪問看護を行う訪問看護事業所に
当該利用者の健康上の管理等を行わせた場合。

看護体制加算(Ⅰ)算定時:421 単位/日 ・ 看護体制加算(Ⅱ)算定時:417 単位/日

◇常時体制が整っている場合算定 ①看護体制加算Ⅰ・・・4単位/日 ②看護体制加算Ⅱ・・・8 単
位/日。【算定要件】 ①常勤看護師を配置 ②看護職員を常勤換算 1.0 人以上配置し 24 時間
オンコール体勢により連携。

B) 介護保険の給付対象外のサービス利用料金 (令和元年 10 月より基準額改定)

項目 / 利用者負担段階	第 4 段階	第 3 段階	第 2 段階	第 1 段階
食費 日額	¥1,550	¥650	¥390	¥300
居住費 日額	¥2,006	¥1,310	¥820	¥820
B) 介護給付対象外費用(1日あたり)	¥3,556	¥1,960	¥1,210	¥1,120

☆食費居住費の利用者負担段階については、市町村が発行する「介護保険負担限度額認定証」
によって決められます。限度額認定を受けた方はその限度額とします。(第 1～3 段階)

<参考>第 4 段階 (基準額) : 市町村民税課税世帯の方が対象。

第 3 段階 : 市町村民税非課税世帯で、第 1・2 段階に該当しない方。

第 2 段階 : 市町村民税非課税世帯で、課税年金収入額と合計所得金額の合計が 80 万円以下の方。

第 1 段階 : 高齢福祉年金受給者、生活保護受給者の方。

☆食事費 (内訳) **朝食 400 円、昼食 650 円 (間食含む)、夕食 500 円**

☆入居者がまだ要介護認定を受けてない場合には、サービス利用料金の全額をいったん
お支払いいただきます。要介護の認定を受けた後、自己負担額を除く金額が介護保険か
ら払い戻されます (償還払い)。償還払いとなる場合、入居者が保険給付の申請を行
うために必要となる事項を記載した「サービス提供証明書」を交付します。

☆介護保険から給付額に変更があった場合、変更された額に合わせてご契約の負担額を
変更します。

☆利用者負担割合の確認のため、当事業所へ介護保険負担割合証の提出をお願いします。
利用者負担割合とは、介護保険でサービスを利用された時に、サービスを利用された方
が支払う自己負担額の割合のことです。原則 1 割負担ですが、一定以上の所得のある方
は 2 割もしくは 3 割負担となります。有効期間は、毎年 8 月 1 日から翌年 7 月 31 日まで
の 1 年間です。所得や世帯構成等によって利用者負担の割合が変わるため、介護保険負
担割合証は毎年発行されます。